

戸塚小学校 PTA 慶弔規程

- 第 1 条 この規程は戸塚小学校 P T A 会則付則第 4 項にもとづき、P T A 会員及び児童に関する慶弔につき P T A の趣旨に則り慶意及び弔意をあらわすために定める。
- 第 2 条 この規程にもとづき、慶弔は理事の申請により、理事会の議を経て行なう。ただし緊急を要する場合は会長の承認を経て執行することができる。この場合、会長は最も近い理事会に報告しなければならない。
- 第 3 条 慶弔は次に掲げる場合に行なう。
1. 教職員の死亡
 2. 保護者または児童の死亡
 3. 1ヶ月以上の児童の傷病
- 第 4 条 1. 慶弔の金額は次のとおりとする。
- ① 教職員、会員または児童の死亡 10,000 円
 - ② 1ヶ月以上の児童の傷病 5,000 円
- 第 5 条 慶弔金に対する返礼としての金品は一切受けとらない。
- 第 6 条 この規程に基づく慶弔金は P T A 一般会計から支出する。
- 第 7 条 この規程の改廃は理事会において行なう。
- 第 8 条 上記以外の場合は、校長・会長で相談し支出することができる。

- 付 則 1. この規程は昭和 48 年 5 月 26 日から施行する。
2. 一部改正 昭和 54 年度総会 平成 8 年度総会 平成 9 年度総会
平成 16 年度臨時総会 令和 6 年度総会

戸塚小学校 PTA 表彰内規

- 第 1 条 この規程は、戸塚小学校 P T A の顕彰について定める。
- 第 2 条 本会に特に功労のあった者、または本会として表彰、感謝をする必要のある者に、表彰状、感謝状、記念品等の贈呈は行わない。
- 付 則 1. この規程は昭和 62 年 5 月 30 日から実施する。
2. 一部改正 平成 5 年度総会 平成 12 年度総会 平成 16 年度臨時総会
令和 6 年度総会